

生産緑地法施行規則第5条に基づく農林漁
業の従事を不可能にさせる故障の認定要綱

14川経農地第174号の2

平成15年3月31日制定

(趣旨)

第1条 生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）（以下「法」という。）第10条第2項及び生産緑地法施行規則（昭和49年8月19日省令第11号）（以下「規則」という。）第5条に基づく農林漁業に従事することを不可能にさせる故障（以下「故障」という。）の認定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(故障認定の願出)

第2条 規則第5条第1号及び第2号の認定を願い出ようとする者は、第1号様式に別表第1右欄に掲げる書類を添付して、市長に願い出るものとする。

2 前項の認定を願い出ることができる者は、故障として国土交通省令で定めるものに至った者とする。ただし、本人が願い出ることのできない特段の事由がある場合には、次の各号に規定する者が願い出ることができる。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族

(2) 民法第25条第1項に規定する管理人

(3) 民法第8条に規定する成年後見人

(4) 民法第12条に規定する保佐人（民法第876条の4の規定により家庭裁判所が保佐人に代理権を付与する旨の審判をしたものに限

る。)

(5) 民法第16条に規定する補助人（民法第876条の9の規定により家庭裁判所が補助人に代理権を付与する旨の審判をしたものに限る。）

3 前項の特段の事由とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 失踪

(2) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況等にある場合

(3) 身体上の障害等により意思表示が難しい場合

（故障の認定）

第3条 規則第5条第2号に係る故障の認定基準は別表第1の2の左欄に示す範囲を故障として認定することができる。

（故障の認定審査会）

第4条 故障の認定方法は、医師の診断書その他の資料並びに願出者、親族又は関係者への事情聴取をもとに農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定審査会（以下「審査会」という。）が審査し、委員の合議により認定の可否を意見決定する。ただし、次の各号に掲げる場合は審査会に付議することを要しない。

(1) 規則第5条第1号に該当するもので次のもの。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（第5条関係）身体障害者障害程度等級表1級又は2級に該当する身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項）の交付を受けているとき

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の障害等級1級又は2級に該当する精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号））の交付を受けているとき

ウ 障害の程度の記載欄に、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三（障害の程度の判定）―1―(1)に規定する重度と判定され、「A」と表示された療育手帳の交付を受けているとき

(2) 規則第5条第2号に該当するもので、別表第1の2の欄(1)から(5)までのいずれかに該当するとき

2 審査会は都市農業振興センター所長が主宰し、次の各号に掲げる委員により構成する。

(1) 都市農業振興センター所長（主宰者）

(2) 農地課長

(3) 農業振興課長

(4) 農地課審査係長

(5) 農地課保全係長

(6) 農業振興課農政係長

(7) 農業振興課経営支援係長

3 審査会は在任委員の過半数の委員の出席により成立する。

4 委員に事故があるときは主宰者が指名する職員が代理することができる。

5 主宰者が審査上必要と認めるときは、医師、歯科医師、保健師、介護支援専門員その他の学識経験者又は農業委員会委員を参与として出席させ、意見を求めることができる。

6 審査会に事務局を置き、書記には農地課の職員を充て、提案理由の説明並びに事情聴取及び審査会の記録を行う。

7 審査会が必要と認めるときは、継続審査とすることができる。

8 前項の場合、次の各号のことを願出者に求めることができる。

(1) 市長が指定する医療機関の診断書を提出すること。

(2) 別表第1に掲げる添付書類に追加して故障の事実を立証する資料を提出すること。

9 前項第1号に規定する診断及び診断書の作成に要する費用及び故障の事実を立証する資料の作成に要する費用は願出者が負担する。

(故障の事実の聴取実施)

第5条 故障の事実の聴取は第4条第2項に規定する委員が実施し、記録は書記が行う。

2 故障の事実の聴取を行ったときは、調書(第2号様式)を作成し、速やかに審査会の主宰者まで報告するものとする。

(市長が指定する医療機関等の範囲)

第6条 市長が指定する医療機関等は地域保健法(平成6年法律第84号)による保健所若しくは保健センター又は次の各号に掲げる病院、療養所若しくは診療所とし、このうちから少なくとも2以上の医療機関を指定し第5号様式に記載して通知するものとする。

(1) 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会、国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会若しくは全国市町村職員共済組合が設置するもの。

(2) 医療法(昭和23年法律第205号)による公的医療機関のうち次に掲げる法人が設置するもの

ア 日本赤十字社

イ 社会福祉法人 恩賜財団済生会

ウ 厚生農業協同組合連合会

(3) 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する労災病院

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学が設置する病院又は診療所

（認定結果の通知）

第7条 認定結果は次の各号に従い願出者あて通知する。

(1) 審査会が農林漁業を不可能にさせる故障として認定することが相当と意見決定したときは、経済労働局長が専決し、第3号様式により願出者に通知するものとする。

(2) 審査会が願い出を棄却することが相当と意見決定したときは、経済労働局長が専決し、第4号様式により願出者に通知するものとする。

(3) 審査会が農林漁業を不可能にさせる故障として認定することが、判断材料の不足その他の理由により継続審査が相当と意見決定したときは、経済労働局長が専決し、第5号様式により願出者に通知するものとする。

(4) 経済労働局長は審査会の意見に疑義があるときは、審査会の意見に関わらずその意見に反する行政処分を専決し又は審査会に差し戻すことができる。

2 第4条第1項ただし書きの場合は経済労働局長が専決し第3号様式により願出者に通知する。ただし、経済労働局長は疑義があるときは、願出を棄却すること又は審査会に付議することを主宰者に命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 3 年 3 月 1 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 2 9 年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 規則第5条第1号に該当する故障	必要な添付資料
同号イからトに掲げる故障	・身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳若しくは療育手帳の写し(原本の提示が必要) ・医師の診断書(身体障害者1級及び2級の場合を除く) ・故障の経過を記載した書面
2 規則第5条第2号に該当する故障	必要な添付資料
(1) 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項)、診療所(同法同条第2項)への1年以上の入院	・入院証明書 ・医師の診断書 ・上申書
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に掲げる第一種社会福祉事業に関わる施設への1年以上の入所	・入所証明書 ・上申書
(3) 次に掲げる矯正施設への1年以上の入所 ア 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に掲げる刑事施設 イ 少年院法(平成26年法律第58号)第4条に掲げる少年院	・収容(在院)を証する書面 ・上申書
(4) 成年被後見人(民法(明治29年法律第89号)第8条)	・成年被後見人であることを証明する書面(法務局が発行する成年後見登記の登記事項証明書) ・上申書
(5) 要介護者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項)	・介護保険証の写し(原本の提示が必要) ・上申書
(6) 満75歳以上で、かつ高齢により運動能力等が低下したため、農林漁業に従事することが不可能であると医師が診断したもの。	・公的機関の発行する文書等で生年月日の確認できる書類の写し(原本の提示が必要) ・医師の診断書 ・上申書
(7) 1年以上の失踪	・失踪の事実の経過を記載した書面(作成者が事実と相違ない旨を誓約すること) ・捜索願の写し(入手できない場合は、捜索願に記載した事項、受理した警察署の名称、受理年月日、受理番号を記載した調書を作成すること)

農 林 漁 業 に 従 事 す る こ と を
不 可 能 に さ せ る 故 障 の 認 定 願

(あて先) 川 崎 市 長

年 月 日

願 出 者	住 所	
	氏 名	

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条第2項の規定に基づく、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったので、認定を願い出ます。

1 故障として国土交通省令で定めるものを有するに至った者

氏 名	住 所	願出者との続柄

2 生産緑地法施行規則第5条第1号に該当する故障

1 故障の種別（該当するものに○をつけてください。）		
イ	両眼の失明	
ロ	精神の著しい障害	
ハ	神経系統の機能の著しい障害	
ニ	胸腹部臓器の機能の著しい障害	
ホ	上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害	
ヘ	両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失又はその機能の著しい障害	
ト	イからへまでに掲げる障害に準ずる障害	
2 添付書類		
☐ 身体障害者手帳の写し ☐ 精神障害者保健福祉手帳の写し ☐ 療育手帳の写し		
☐ 医師の診断書 ☐ 経過書		
☐ その他の添付書類		

3 生産緑地法施行規則第5条第2号に該当する故障

1 別表第1（第3条関係）に掲げる故障の種別（該当するものに○をつけてください。）		
(1)	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）、診療所（同法同条第2項）への1年以上の入院	
(2)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に掲げる第一種社会福祉施設への1年以上の入所	
(3)	次に掲げる矯正施設への1年以上の入所	
	(イ) 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に掲げる刑事施設	
	(イ) 少年院法（平成26年法律第58号）第4条に掲げる少年院への入所	
(4)	成年被後見人（民法（明治29年法律第89号）第8条）	
(5)	要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項）	
(6)	満75歳以上で、かつ高齢により運動能力等が低下したため、農林漁業に従事することが不可能であると医師が診断したもの。	
(7)	1年以上の失踪	
2 添付書類		
☐ 入院証明書 ☐ 証明書 ☐ 医師の診断書 ☐ 介護保険証の写し		
☐ 成年被後見人であることを証する書面 ☐ 生年月日を証する書面 ☐ 上申書		
☐ その他の添付書類		

備 考

- 生産緑地法施行規則第5条に基づく農林漁業の従事を不可能とさせる故障の認定要綱（以下「要綱」という。）第4条第7項の規定により継続審査となる場合があります。
- 1の場合次のことを願出者に求めることがあります。
 - 市長が指定する医療機関の診断書を提出すること。
 - 別表第1に掲げる添付書類に追加して故障の事実を立証する資料を提出すること。
- 2の場合、診断及び診断書の作成に要する費用及び故障の事実を立証する資料の作成に要する費用は願出者が負担します。

第2号様式

調 書

住 所				
氏 名	(年 月 日生) 歳			
電 話 番 号	() -			
家 族 構 成	() _____ () () _____ () ()			
経 営 農 地 面 積	m² (生 産 緑 地) m² (市街化区域外農地) m² (宅 地 化 農 地) m²			
生 産 緑 地 地 区	区No. (m ²)	区No. (m ²)		
箇所番号・面積	区No. (m ²)	区No. (m ²)		
認 定 願 出 事 由				

第 3 号様式

第 号
年 月 日

願出者 住 所

氏 名 様

川崎市長 印

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定について
(通知)

年 月 日付けで生産緑地法第10条第2項の規定に基づく故障の認定願があったことについて、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として認定したので通知いたします。

認定者

住所 _____

氏名 _____

認定理由

生産緑地法施行規則第 5 条第 号に該当

(都市農業振興センター農地課担当)

電話 () —

第 4 号様式

第 号
年 月 日

願出者 住 所

氏 名 様

川崎市長 印

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定願を棄却することについて（通知）

年 月 日付けで生産緑地法第10条第2項の規定に基づく故障の認定願があったことについて、次の理由により願い出を棄却しますので通知いたします。

理 由

（都市農業振興センター農地課担当）

電話（ ） ー

-
- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 5 号様式

第 号
年 月 日

願出者 住 所

氏 名 様

川崎市長 印

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定願を継続審査
にすることについて（通知）

年 月 日付けで生産緑地法第10条第2項の規定に基づく故
障の認定願があったことについて、次の 1 の理由により継続審査とすること
にしましたので通知いたします。

ついては、 年 月 日までに次の 2 に掲げる資料を提出して
ください。

1 継続審議とした理由

2 追加提出を求める資料等

（裏面につづく）

3 市長が指定する医療機関

(都市農業振興センター農地課担当)

電話 () ー

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。